

市民活動補助事業 公開プレゼンテーション

今年度からスタートした市民活動補助事業に応募した補助事業を審査するにあたり、公開プレゼンテーションを実施します。

この補助事業は、市民活動を推進するため、地域や社会のために行う活動に経費の一部を補助するもので、公募型の補助制度です。審査会を経て、採用された事業に対して補助金を交付します。

応募団体が、選考会に対して、応募事業の説明（プレゼンテーション）をします。選考委員は、審査基準に基づき、申請書類及びプレゼンテーションの内容について、総合的に判断し、応募団体・応募事業の適格性を審査します。審査会は公開で実施しますので、ぜひ会場にお越しください。

- 日時 7月14日(土)午後1時から
- 会場 ゆうゆう館会議室
- 問い合わせ先 総合政策課 ☎(40)5550

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

市では情報公開の推進と積極的な情報提供、個人情報保護の厳格化を行っています。平成23年度中の運用状況についてお知らせします。

情報公開制度とは？

市が保有している行政情報

●情報公開制度

公開請求件数	決定内容					
	公開	部分公開	請求拒否			
			非公開	不回答	不存在	その他
21	6	12	0	0	3	0

●個人情報保護制度

開示請求件数	決定内容					
	開示	部分開示	請求拒否			
			非開示	不回答	不存在	その他
1	1	0	0	0	0	0

を「行政と市民の共通の情報資産」として公開していく制度で、市民が公開請求する権利を保障するものです。

個人情報保護制度とは？

保有個人情報の適正な取扱いを規定し、保有個人情報の開示、訂正、利用停止を求め権利を保障する制度です。

●問い合わせ先

総合政策課 ☎(40)5550

「かんぴょう生産」に関する道具及び資料の収集をおこないます

栃木県を代表する特産品の一つである『かんぴょう』は、江戸時代に下野国に伝わり明治・大正・昭和をとおして県内各地で生産され、現在でも栃木県の主要な農産物となっています。

しかし、近年の食生活の変化とともに、安価な国外製品におかれ『かんぴょう』の県内生産高も減少の傾向にあります。このような『かんぴょう』生産の減少は、今日まで『かんぴょう』生産を支えて

きた昔からの貴重な生産道具の消滅という現象も引き起こしています。

教育委員会では、先人達が苦勞して開発した『かんぴょう』剥きの機械をはじめ、生産にかかわる貴重な資料を収集し、後世に伝承し引き継ぐことを目的とした事業を実施します。

この事業は、栃木県に『かんぴょう』が伝来して300周年を節目として、下野市と壬生町が共同で、栃木県の「わがまち協働推進事業・広域連携事業」の補助を受け3か年の予定で実施します。

この収集・記録した『かんぴょう生産道具』は、国の有形民俗文化財の指定を受け、保存をはかることを目指していきます。

●収集資料
・かんぴょうの生産用具の中



輪切り用手回しかんぴょう剥機

でも特にかんぴょう剥きに関する道具や資料
・昭和30年代以前のかんぴょうの生産風景(かんぴょう剥き・かんぴょう干しに関する写真など)

●資料収集期間 随時

●問い合わせ先

文化課 ☎(52)1120